

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】第13回社会保障審議会年金部会の開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2024年3月13日、第13回社会保障審議会年金部会を開催しました。
今回の部会では、以下4つの議題で議論が実施されました。

- (1) これまでの年金部会における議論の振り返り②
- (2) 脱退一時金等について
- (3) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案における国民年金法の改正について（報告）
- (4) その他

部会の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240313.html

■事務局より資料1～資料4について説明が行われました。

- 1、資料1：これまでの年金部会も踏まえてご議論いただきたい論点
（厚生労働省HP掲載資料をもとに記載）

○遺族厚生年金等の見直しに関連する論点について

- ・遺族厚生年金における受給権発生に係る年齢要件の男女差の解消
- ・現役期の子のない妻に対する遺族厚生年金の有期化及びこれに関連する高齢期の所得保障

- ・有期化に関連する遺族厚生年金における収入要件の見直し
- ・長期要件該当の遺族厚生年金・既に現行制度による遺族厚生年金を受給している方の取扱い・将来の受給者を想定した時間軸の視点
- ・その他年金制度における男女差の解消

○基礎年金の保険料拠出期間延長に関連する論点について

- ・60歳代前半の論点
- ・60歳代後半の論点

2、資料2：脱退一時金等について

(厚生労働省 HP 掲載資料をもとに記載)

- ・公的年金制度における外国人に対する脱退一時金制度について
- ・脱退一時金裁定件数の推移
- ・脱退一時金に関する国会における指摘
- ・在留資格別 在留外国人数の推移 (主要在留資格)
- ・永住者と脱退一時金の受給について

3、資料3：子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案における国民年金法の改正について (報告) (厚生労働省 HP 掲載資料をもとに記載)

- ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要
- ・国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置について (案)

4、資料4：こども・若者への年金広報・教育と意見交換について

(厚生労働省 HP 掲載資料をもとに記載)

- ・子ども向け広報、SNSを活用した広報、大学生・中高生向け年金対話集会 等

5、委員からの意見 (一部抜粋)

《遺族厚生年金等の見直しについて》

- ・男性のみに設けられた年齢要件についてはまず撤廃すべき。
- ・資料1のP5について。現実的な解として、現在の男女差の中間地点で解消することだと思う。例えば、妻の有期給付対象期間を55歳まで延長し、夫に55歳以前

の有期給付を設ける等して、P 5 の図の空白期間（男女差）を男女そろえていくという方法が考えられる。有期の遺族年金の導入というのは、諸外国でも行われてきた改革である。

- ・女性の低年金への対応として、離婚時年金分割を参考に、亡くなった者の年金記録を死亡時年金分割等の形で配偶者に分割することが良いと思う。

《基礎年金の保険料拠出期間延長について》

- ・第3号被保険者も64歳までの拠出とすることについては、被用者保険の適用拡大を進める中で第3号被保険者の縮小を共通認識としてきたこと、中立的な社会保険制度を目指すこと等を踏まえると、この間の議論の流れにも逆行することになると思うので、国民の納得を得られにくいと思われる。よって、制度の複雑化の懸念はあるものの、第3号被保険者の拠出期間については、現行通り（60歳未満）とすることを検討すべき。

《脱退一時金について》

- ・脱退一時金を請求する権利があるにも関わらず、知らないために手続きをしていない人も多い。日本在留中の周知が必要。
- ・再入国が予定されている場合も脱退一時金を請求することができるというのは違和感。永住者等の場合で、再入国をする場合には脱退一時金を請求できなくするとよいのでは。できるだけ社会保障協定を締結する国を増やし、さらに通算できるような協定とすることで、老後のためにつながる制度になるといい。

《子ども・若者への年金広報について》

- ・学校での広報の場合は、特定の層に偏ることの無いよう、学校の選定はできるだけ多様であると良い。
- ・国民年金の加入期間を20歳からとしていること（大学進学率が低い時代から変わっていない）の妥当性について、若年期の年金の負担の在り方というのはどういうものであるべきかを含めて、当事者としての学生に意見を聞く期間が必要なのではないか。

部会の最後に、事務局より、次回以降の議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202403-170-0497-D